

気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務
委託業者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務（次条及び附則第2項において「業務」という。）について、公募型プロポーザル方式（最も優れた提案をした者との随意契約を行う方法による委託業者の選定）を行うため、気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務委託業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 技術提案書に関する審査項目及び評価基準の策定に関すること。
- (2) 技術提案書の審査に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、業務に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、業務が完了した日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員長	気仙沼市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成26年気仙沼市規則第6号）第2順位の副市長
副委員長	建設部長
委員	気仙沼商工会議所会頭 一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会会長 気仙沼まちなかエリアプラットフォーム会長